

Ⅱ. 「発達障害のある児童生徒の指導等に関する全国実態調査」 について

1. 目的

小・中学校において発達障害のある児童生徒が、どのような場で支援を受けているか、また、その指導形態や指導内容等に関する情報を収集し、市町村における発達障害のある児童生徒の指導・支援の状況やその課題について把握することを目的とする。

2. 方法と内容

(1) 対象と方法

全国の市町村（特別区を含む）教育委員会を対象とし、市町村教育委員会教育長宛に調査票を郵送、調査協力の依頼をした。回答は研究所 Web サイトから調査票ファイルをダウンロードし、電子メールによる返信を求めた。なお、セキュリティ等により電子メールによる返信が困難な場合は、紙媒体での返信も受け付けた。

また、本調査にあたっては本研究所倫理審査委員会の許諾を受けた上で実施した。

(2) 期間

平成 26 年 10 月 6 日から 11 月 30 日（児童生徒数等は平成 26 年 5 月 1 日時点での状況について回答を求めた。）

(3) 内容

調査項目は以下の通りである。

【Ⅰ 基本情報】

「人口」、「児童生徒数」、「小・中学校数」、「特別支援学級の設置数と在籍児童生徒数」、「特別支援教育担当指導主事の有無」、「発達障害に関する相談を行う機関の有無とその機関名」、「相談機関がない場合、近隣で利用している機関とその機関までの平均的な所要時間」、「発達障害の判断に関わる専門家チームの有無」、「発達障害の『診断がある』または『可能性がある』児童生徒に関する調査の実施の有無と調査の主体」

【Ⅱ 発達障害のある児童生徒の指導の実態】

「発達障害の『診断・判断のある』児童生徒数」、「発達障害の『可能性のある』児童生徒数」、「それぞれの児童生徒の指導の場とその人数」、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない発達障害の『診断がある』及び『可能性がある』児童生徒の指導・支援として取り組まれているもの」

【Ⅲ 通級指導教室の有無及び現状】

「通級指導教室の設置の有無」、「設置状況」、「言語障害通級指導教室での発達障害の『診断がある』または『可能性がある』児童生徒の指導の有無」、「情緒障害通級指導教室での発達障害の『診断がある』または『可能性がある』児童生徒の指導の有無」、「通級による指導の必要性判断の手

続き」、「通級指導教室担当教員の専門性」、「発達障害のある子どもの指導の場としての通級指導教室の有効性」、「通級指導教室担当者の専門性向上に向けた取組と実施回数」、「市町村における通級指導教室の設置や運用における特色」

【Ⅳ 通級指導教室が設置されていない地域の課題】

「通級指導教室設置の必要性の有無とその理由」

上記で「必要がない」と回答した場合、「発達障害の『診断がある』または『可能性がある』児童生徒はいるが通級指導教室は必要ないと回答した理由」

【Ⅴ 発達障害のある児童生徒の今後の指導について】

「通級による指導における課題」、「指導全般における課題」、「特色ある取組をしている学校」

なお、調査項目については、研究チーム内での原案作成後、第1回研究協議会で検討を行った。協議会では、質問項目の表現や質問の順序などについて意見が得られたため、調査用紙の作成に反映させた。また、結果の活用については以下のような意見が出た。

- ・インクルーシブ教育システム構築という視点からも、通級指導教室の役割は大きいと考える。通級による指導の効果的な活用について情報を収集してほしい。
- ・各市町村の教育委員会が施策の参考にできる内容が多く含まれているので、どのように発信するかが重要である。
- ・言語障害や情緒障害を対象とした通級指導教室や特別支援学級の状況も含めて、結果を検討して欲しい。

これらの意見については、調査結果の分析や、次年度以降の訪問調査、研究のまとめに反映することとした。

3. 調査結果

(1) 回収結果

回収率 71.0%（発送総数：1,739、回収総数：1,235）

なお、本調査では、回収状況を見ながら2回督促を行った。

(2) 調査結果

設問により回答数が異なったため、それぞれ有効回答数を「回答数」「n」と示した。

【Ⅰ 基本情報】

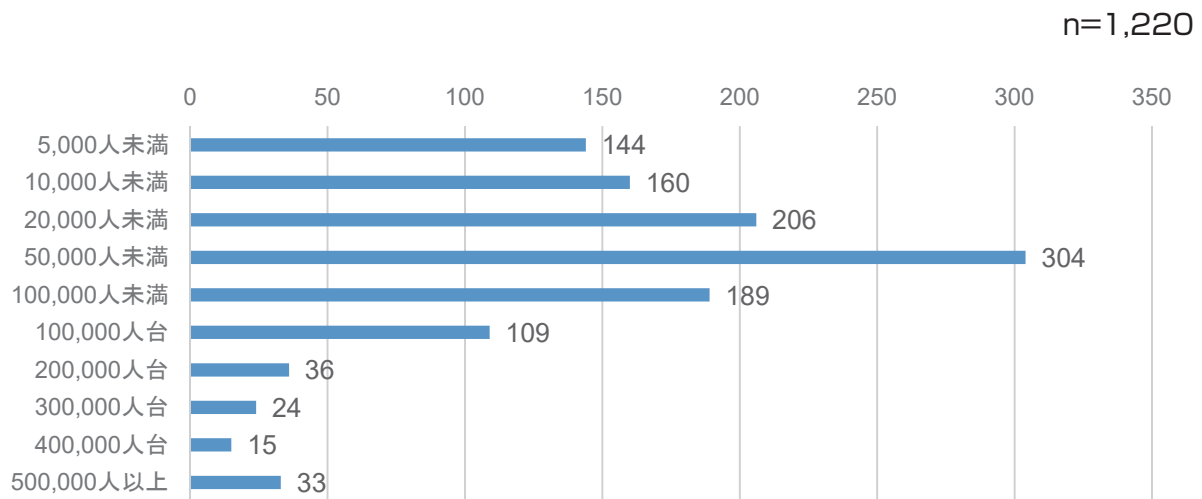
1. 市町村の総人口（平成26年5月1日現在）（回答数：1,220）

総務省の「市町村規模区分」（2014）によると、小都市が10万人未満、中都市が10万人以上30万人未満、中核市が30万人以上50万人未満、政令指定都市が50万人以上とされている。

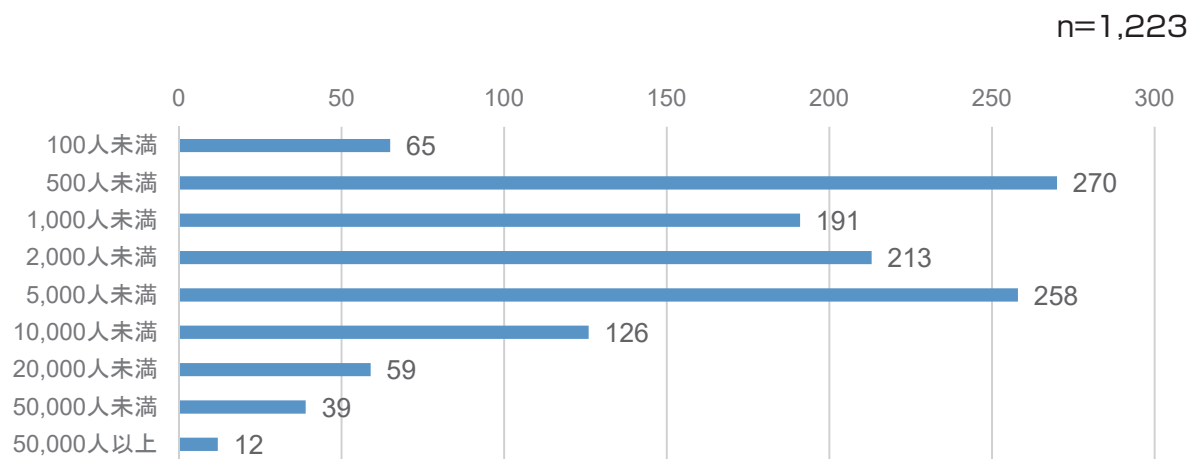
本調査では総務省の「市町村規模区分」を参考にして分類をした。その結果、10万人未満の小都市および町村が1,003（82.2%）であった。そのうち、5万人未満は814（66.7%）であった（図Ⅱ-3-1）。

2. 児童生徒数（回答数：小学校：1,223、中学校：1,229）

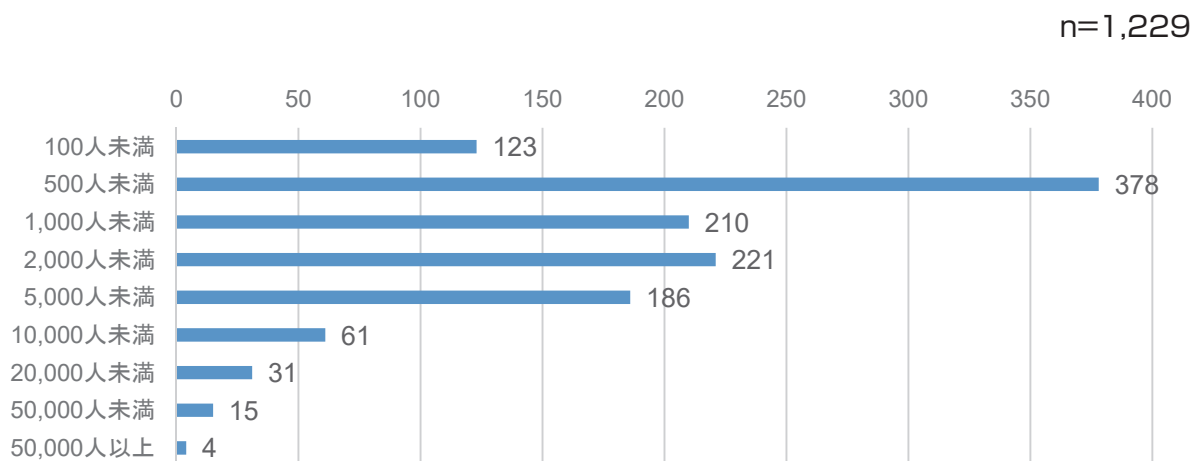
児童生徒数については、小・中学校別に回答を求めた。児童数は5,000人未満の市町村が997（80.8%）、生徒数は5,000人未満の市町村が1,118（91%）であった（図Ⅱ-3-2、Ⅱ-3-3）。



図Ⅱ -3-1 市町村の総人口



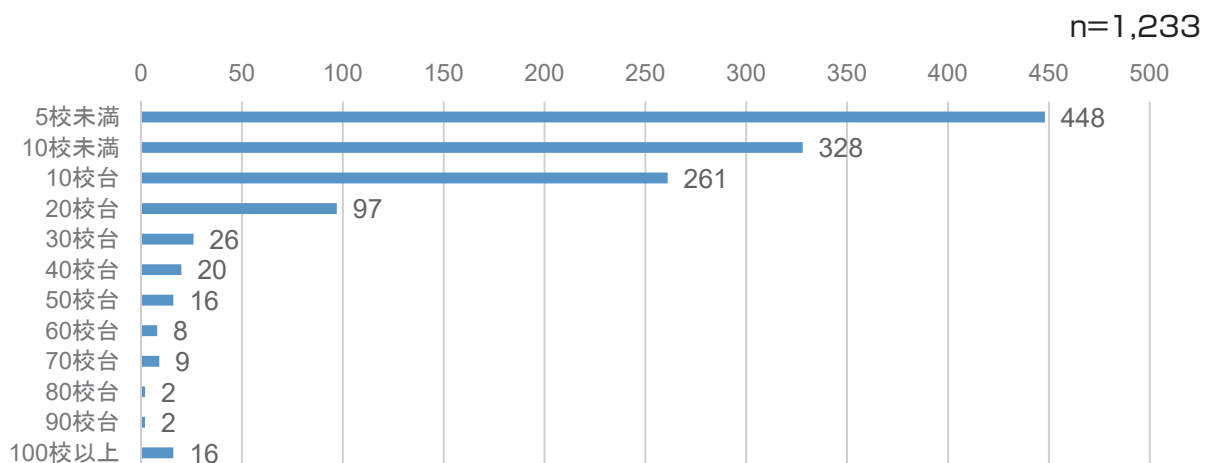
図Ⅱ -3-2 児童数（小学校）



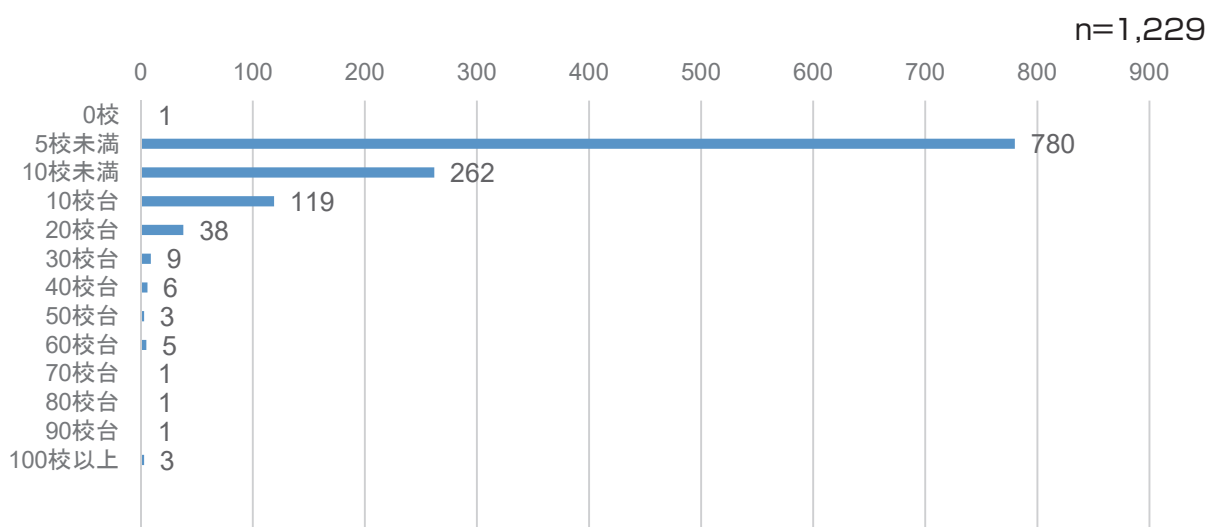
図Ⅱ -3-3 生徒数（中学校）

3. 小・中学校の数（回答数：小学校：1,223、中学校：1,229）

小学校については、20校未満の市町村が1,037（84.1%）、中学校は1,162（94.6%）であった（図Ⅱ -3-4、Ⅱ -3-5）。



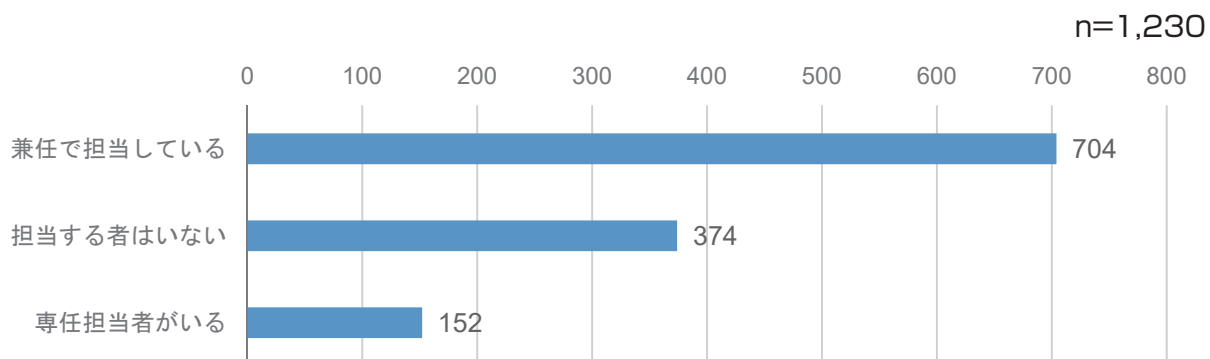
図Ⅱ -3-4 小学校数



図Ⅱ -3-5 中学校数

4. 特別支援教育担当指導主事の有無（回答数：1,230）

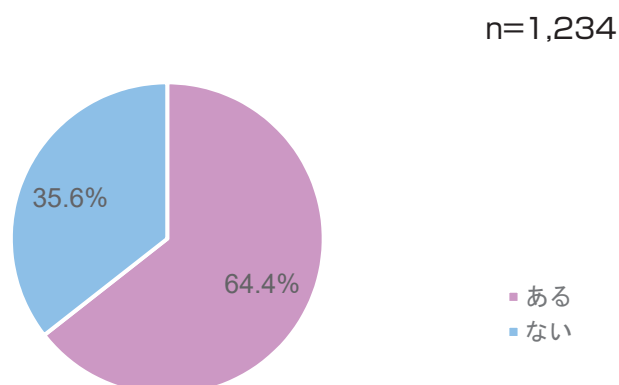
特別支援教育を担当する指導主事の有無についてたずねた。専任指導主事を配置している市町村は 152（12.3％）であり、配置していない市町村は 374（30.4％）であった（図Ⅱ -3-6）。



図Ⅱ -3-6 特別支援教育担当指導主事の有無

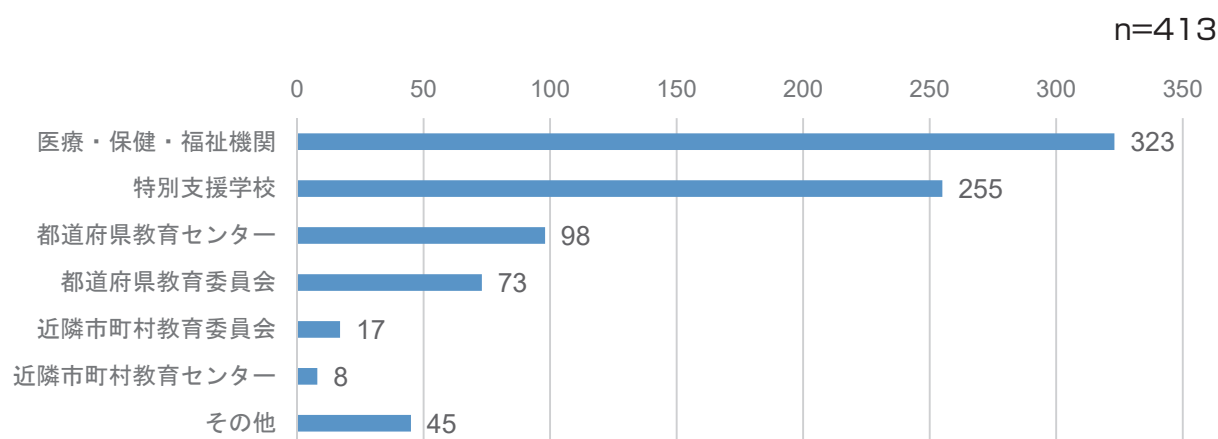
5. 自治体が設置する発達障害に関する相談機関の有無（回答数：1,234）

発達障害に関する相談機関の設置については、設置が「ある」と回答した市町村は 795（64.4%）であった（図Ⅱ-3-7）。

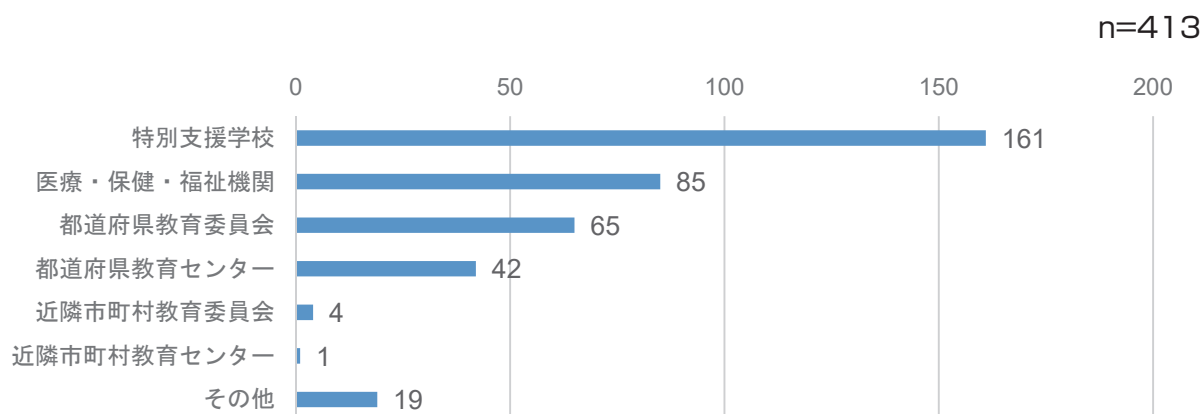


図Ⅱ-3-7 自治体が設置する発達障害に関する相談機関

また、設置が「ない」と回答した 439 の市町村が利用している相談機関についてたずねたところ、413 の市町村から回答があった。多く利用されていたのは、医療・保健・福祉機関と特別支援学校であり（図Ⅱ-3-8）、巡回相談については地域の特別支援学校が最も多かった（図Ⅱ-3-9）。



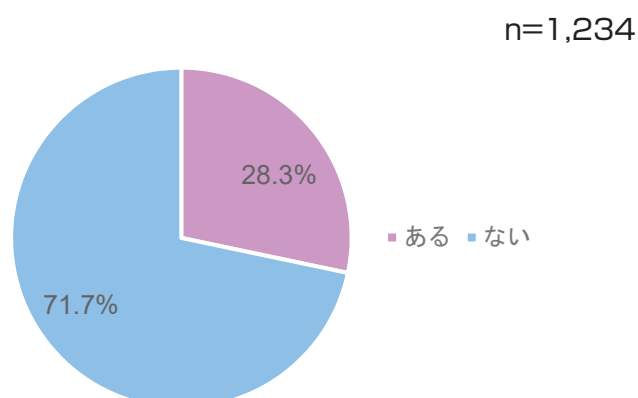
図Ⅱ-3-8 利用している機関（複数回答）



図Ⅱ-3-9 利用している巡回相談（複数回答）

6. 発達障害の判断に関わる専門家チームの有無（回答数：1,234）

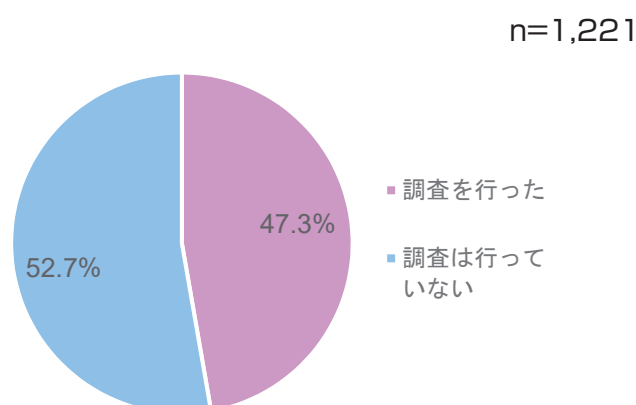
各市町村に、発達障害の判断に関わる専門家チームが設置されているかについてたずねた。884（71.7%）の市町村で設置が「ない」という回答であった（図Ⅱ -3-10）。



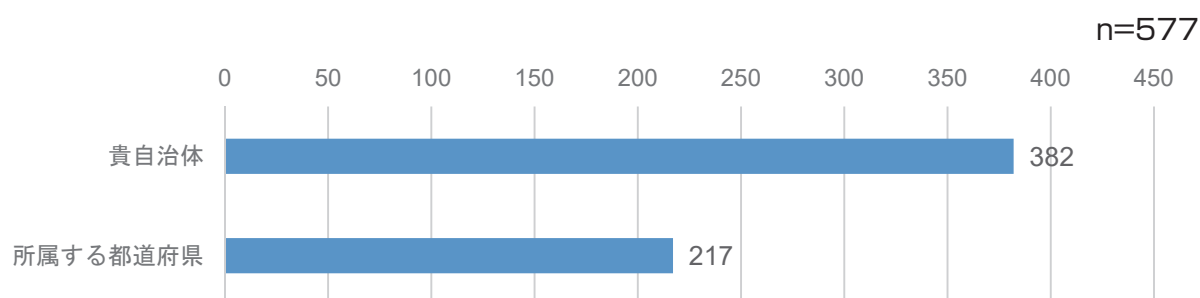
図Ⅱ -3-10 発達障害の判断に関わる専門家チームの有無

7. 発達障害の「診断・判断がある」および「可能性がある」児童生徒に関する調査の実施（回答数：1,221）

発達障害の「診断・判断がある」および「可能性がある」児童生徒に関する調査の実施についてたずねたところ、577（47.3%）の市町村が「調査を行った」と回答した（図Ⅱ -3-11）。そのうち、市町村教育委員会主体で調査を行っていたのは 382、都道府県で実施したと回答したのは 217 で、どちらも実施している市町村もあった（図Ⅱ -3-12）。



図Ⅱ -3-11 自治体における調査の実施

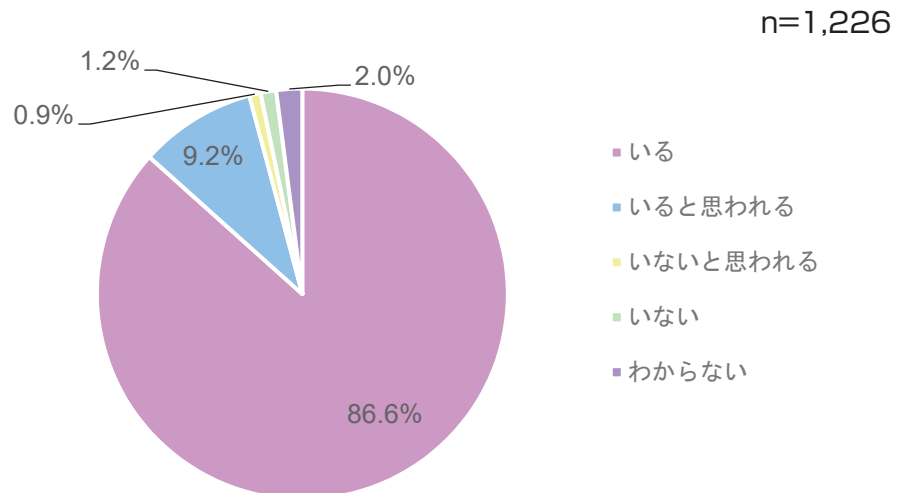


図Ⅱ -3-12 調査を行った主体（重複回答あり）

【Ⅱ 発達障害のある児童生徒の指導の実態について】

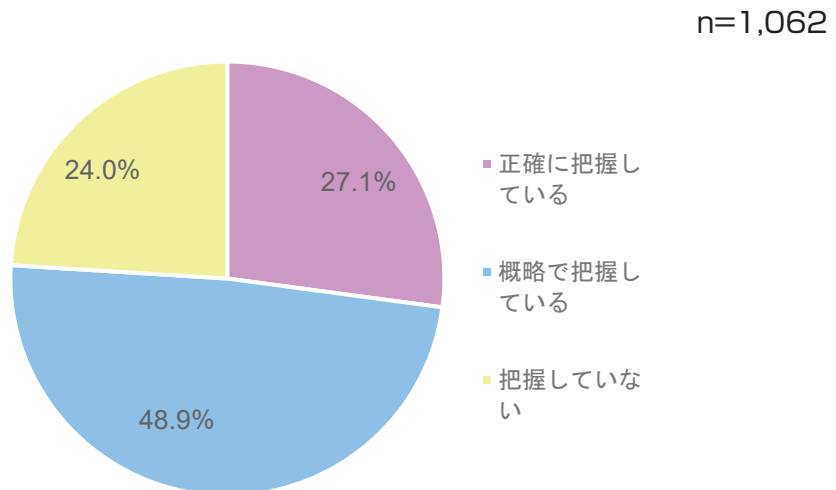
1. 発達障害の「診断・判断のある」児童生徒（回答数：1,226）

各市町村に発達障害の「診断・判断のある」児童生徒がいるかどうかと、人数を把握しているかどうかについてたずねた。「いる」と回答したのは1,062（86.6%）の市町村で、「いると思われる」と合わせると1,175（95.8%）の市町村となった。（図Ⅱ -3-13）



図Ⅱ -3-13 発達障害の診断のある児童生徒の有無

また、人数の把握については、1,062の市町村から回答があり、「正確に把握している」が288（27.1%）、「概略で把握している」が519（48.9%）であった（図Ⅱ -3-14）。

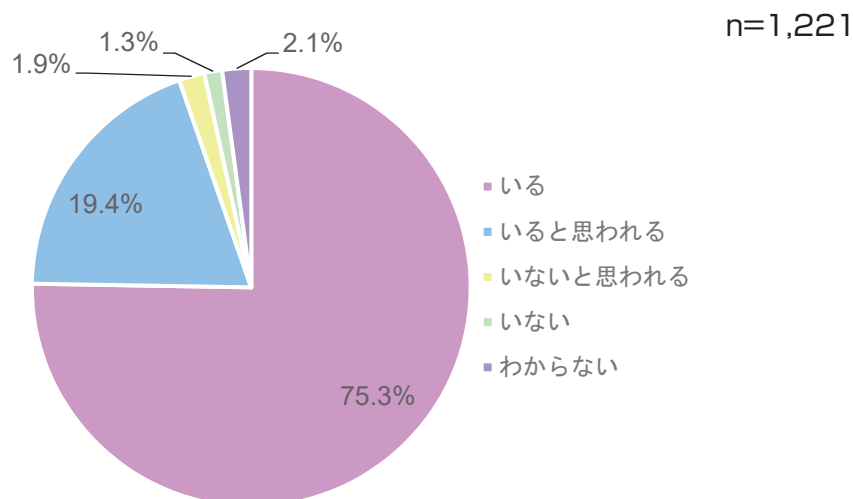


図Ⅱ -3-14 人数の把握

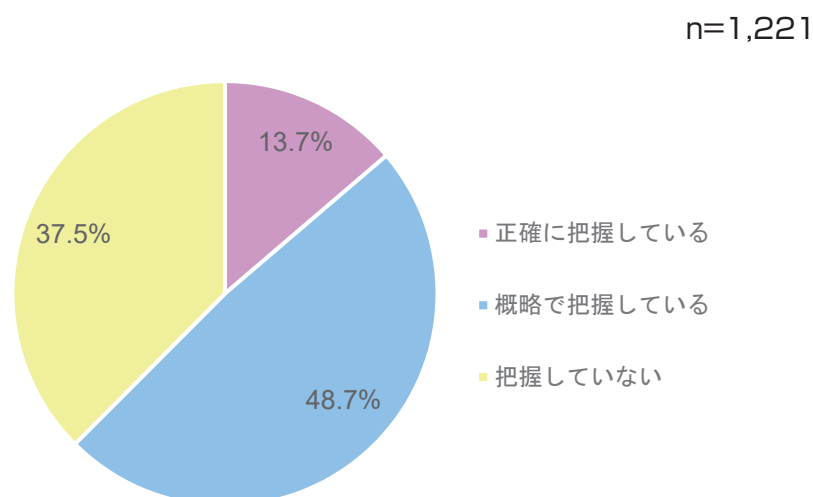
2. 発達障害の「可能性のある」児童生徒（回答数：1,221）

各市町村に発達障害の「可能性のある」児童生徒がいるかどうかと、人数を把握しているかどうかについてたずねた。「いる」と回答した市町村は919（75.3%）、「いると思われる」と合わせると1,156（94.7%）となった（図Ⅱ -3-15）。

また、人数の把握については、917の市町村から回答があり、そのうち126（13.7%）の市町村が「正確に把握している」、447（48.7%）の市町村が「概略で把握している」という回答であった（図Ⅱ -3-16）。



図Ⅱ -3-15 発達障害の可能性のある児童生徒の有無



図Ⅱ -3-16 人数の把握

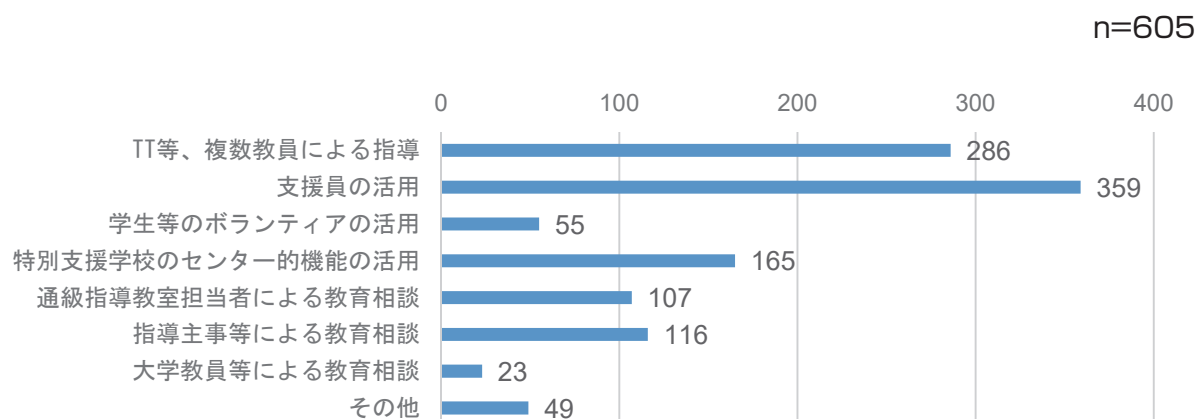
3. 発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒の指導の場

Ⅱ -1 及びⅡ -2 で回答された発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒数の指導の場についてたずねたところ以下のような結果となった。

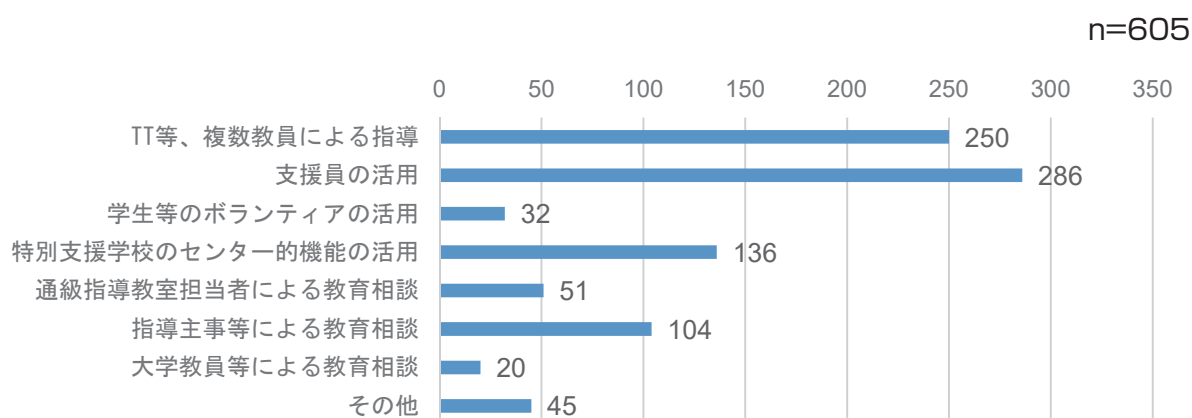
「診断・判断のある」及び「可能性のある」と回答した児童生徒数は、小学校で 150,070 人、中学校では 56,721 人であった。それぞれについて、指導の場についてたずねたところ、回答のあったものの中では、小学校では「通常の学級に在籍し通級による指導を受けている」児童は 20,026 人（13.4%）、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」児童は 72,642 人（48.4%）、「特別支援学級に在籍している」児童は 22,515 人（15.0%）、「特別支援学校に在籍している」児童は 1,110 人（0.7%）、不明または記入漏れは 33,777 人（22.5%）であった。

中学校では、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けている」生徒は 3,499 人（6.2%）、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」生徒は 27,847 人（49.0%）、「特別支援学級に在籍している」生徒は 9,308 人（16.5%）、「特別支援学校に在籍している」生徒は 792 人（1.4%）、不明または記入漏れは 15,275 人（26.9%）であった。

さらに、「通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない」児童生徒への主な指導・支援として、各市町村で多く取り組まれているものについて複数回答でたずねた。小・中学校それぞれに 605 の回答があり、「支援員の活用」「TT 等複数教員による指導」の回答が多かった。（図Ⅱ-3-17、Ⅱ-3-18）。



図Ⅱ-3-17 多くの小学校で取り組まれている指導・支援（複数回答）



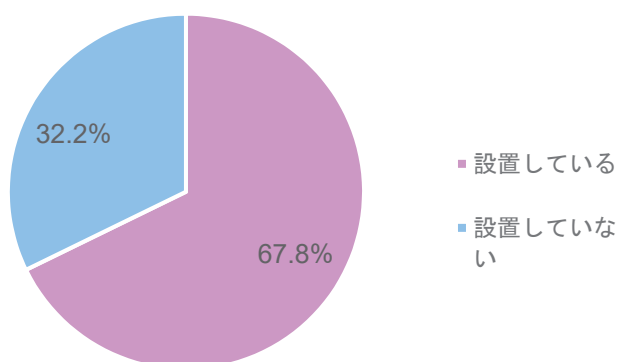
図Ⅱ-3-18 多くの中学校で取り組まれている指導・支援（複数回答）

【Ⅲ 通級指導教室の有無および現状について】

1. 通級指導教室の設置（回答数：1,232）

通級指導教室については、回答のあった 1,232 の市町村の内、835（67.8%）が設置していた（図Ⅱ-3-19）。

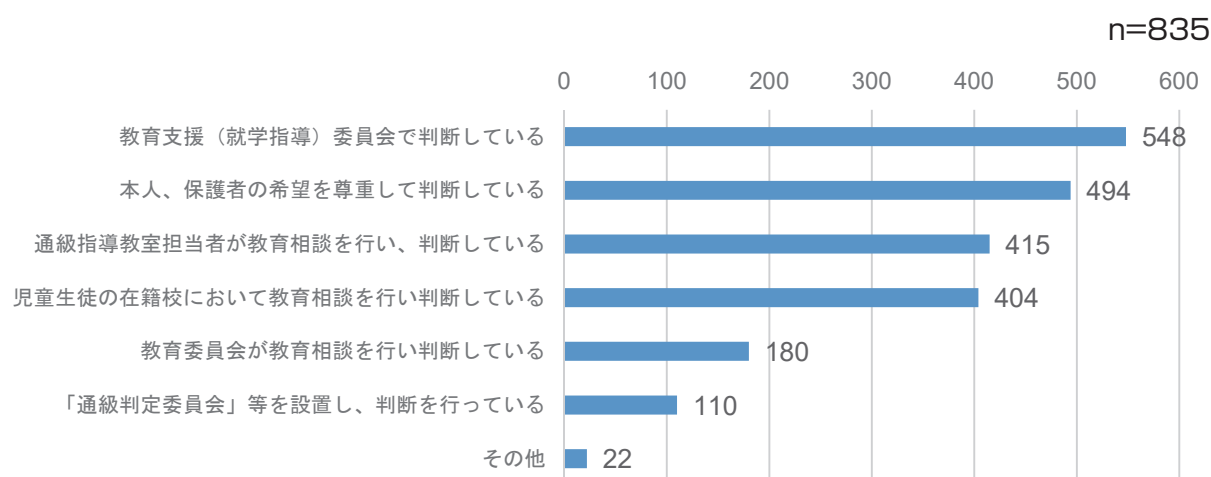
n=1,232



図Ⅱ -3-19 通級指導教室の設置

2. 通級による指導の必要性の判断（回答数：835）

通級指導教室を設置している 835 の市町村で、どのような方法により通級による指導の必要性について判断しているかをたずねた。最も多かったのは「教育支援（就学支援）委員会で判断している」であり、次いで「本人、保護者の希望を尊重して判断している」が多かった。「『通級判定委員会』等を設置し、判断を行っている」と回答したのは 110（13.2%）と少なかった（図Ⅱ -3-20）。

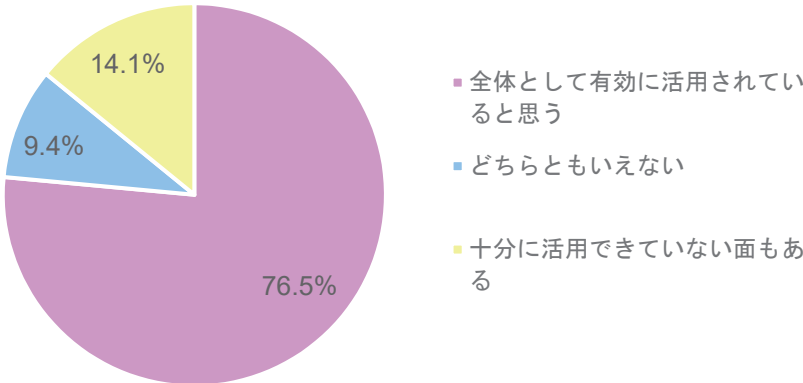


図Ⅱ -3-20 通級による指導の必要性の判断（複数回答）

3. 通級指導教室は発達障害のある子どもの指導の場として有効に活用されているか（回答数：829）

各市町村で、通級指導教室が発達障害のある児童生徒の指導の場として、有効に活用されているかどうかをたずねた。「全体として有効に活用されていると思う」と回答した市町村は、634（76.5%）、「どちらともいえない」は 78（9.4%）、「十分に活用できていない面もある」は 117（14.1%）であった（図Ⅱ -3-21）。

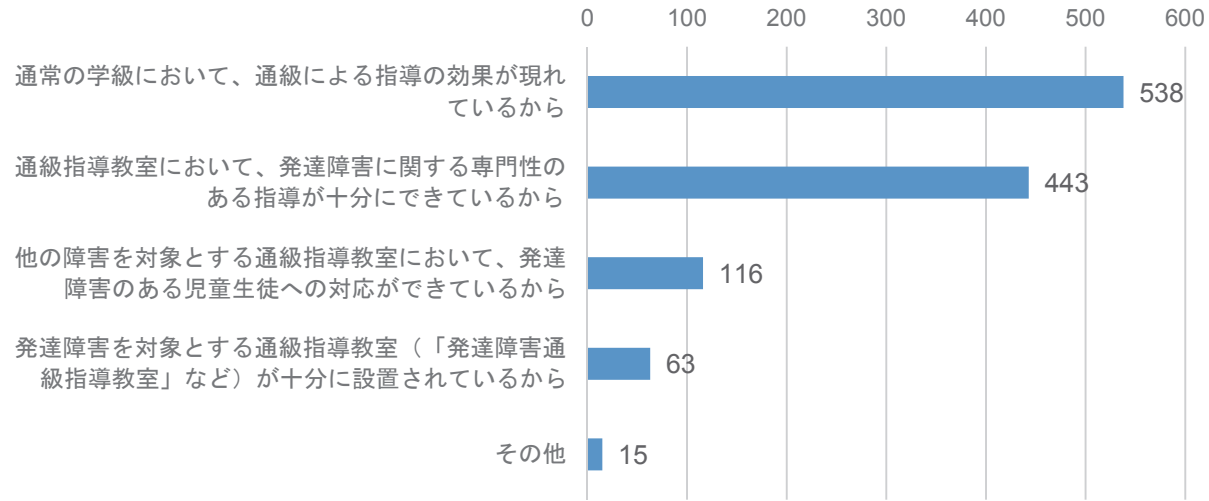
n=829



図Ⅱ -3-21 通級指導教室は発達障害のある児童生徒の指導の場として有効に活用されているか

「全体として有効に活用されていると思う」と答えた 634 の市町村が選んだ理由は、「通常の学級において通級による指導の効果が現れているから」が 538（84.9%）、「通級指導教室において発達障害に関する専門性のある指導が十分にできているから」が 443（70.2%）であった（図Ⅱ -3-22）。

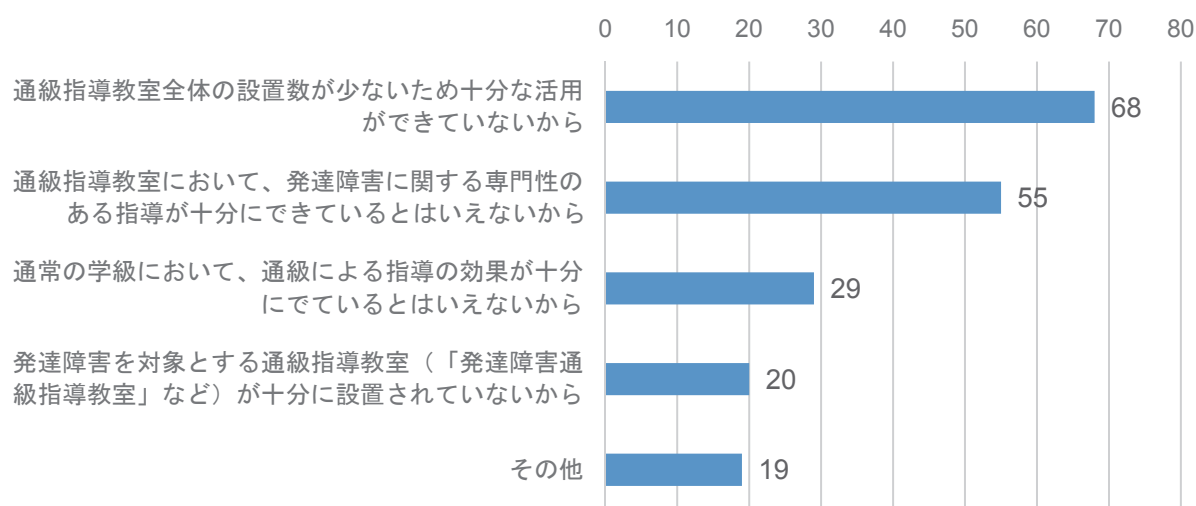
n=634



図Ⅱ -3-22 「全体として有効に活用されていると思う」理由（複数回答）

一方で、「十分に活用できていない面もある」と答えた 117 の市町村のうち、その理由が選択された 116 市町村の回答は、「通級指導教室全体の設置数が少ないため十分な活用ができていないから」が 68（58.6%）、「通級指導教室において発達障害に関する専門性のある指導が十分にできているとはいえないから」が 55（47.4%）であった（図Ⅱ -3-23）。

n=116



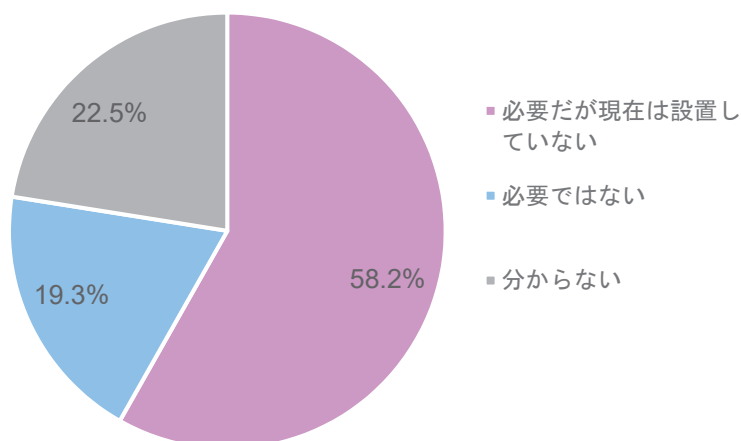
図Ⅱ -3-23 「十分に活用できていない面もある」理由（複数回答）

【Ⅳ 通級指導教室が設置されていない地域の課題について】

1. 発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室の必要性（回答数：378）

通級指導教室を設置していない 397 の市町村に対して、発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室が必要であるかどうかについてたずねた（無回答 19 を除く）。その結果、「必要だが現在は設置していない」との回答が 220（58.2%）、「必要ではない」が 73（19.3%）、「わからない」は 85（22.5%）であった（図Ⅱ -3-24）。

n=378

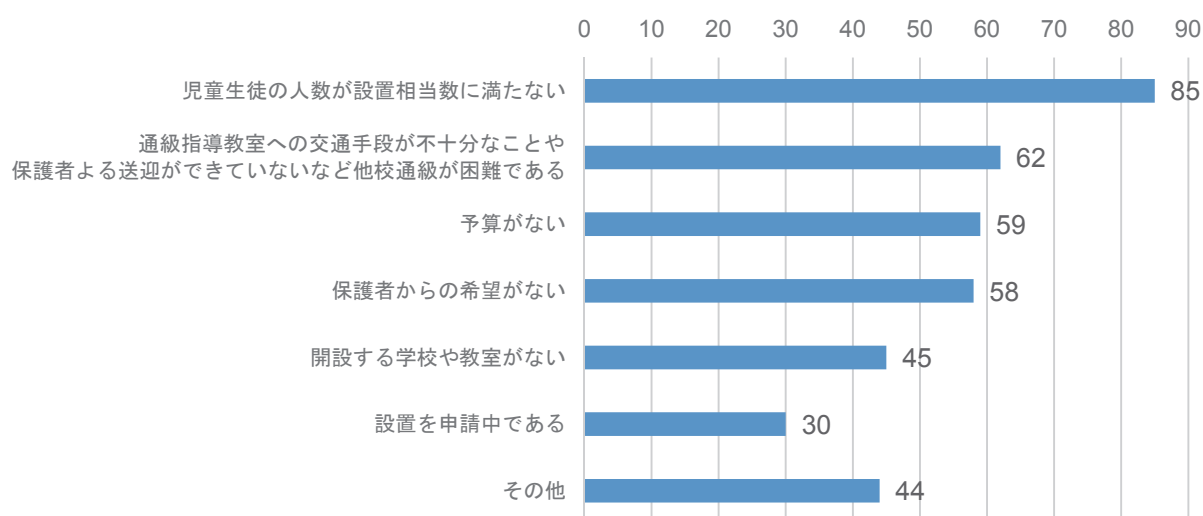


図Ⅱ -3-24 発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室は必要か

2. 「必要ではあるが現在は設置していない」理由（回答数：218）

「必要ではあるが現在は設置していない」と回答した 220 の市町村が選んだ理由（無回答 2 を除く）は、「児童生徒の人数が設置相当数に満たない」が 85（39.0%）、「通級指導教室への交通手段が不十分なことや保護者による送迎ができないなど他校通級が困難である」が 62（28.4%）であった（図Ⅱ -3-25）。

n=218



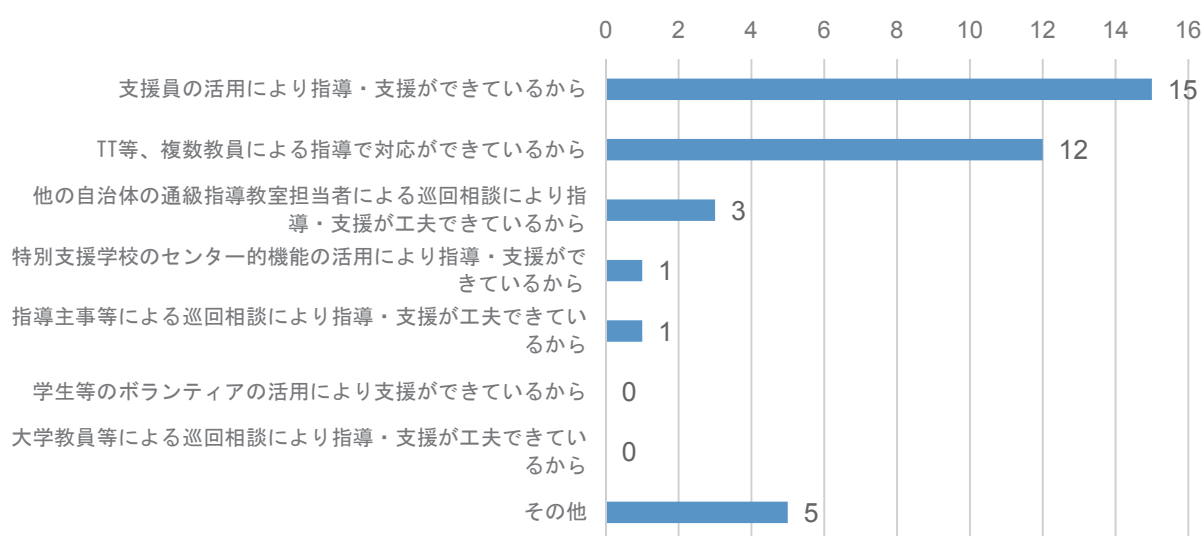
図Ⅱ -3-25 「現在は設置していない」理由（複数回答）

3. 「必要ではない」と回答した理由

「通級指導教室の設置は必要ではない」と回答した73の市町村に対して、その理由を二択でたずねた（無回答7を除く）。「発達障害の『診断・判断がある』または『可能性のある』児童生徒はいるが『必要ない』」を選択した市町村は50（75.8%）、「いないから必要ない」を選択した市町村は16（24.2%）であった。

「発達障害の『診断・判断がある』または『可能性のある』児童生徒はいるが『必要ない』」と回答した50の市町村に対して、その理由を選択肢によりたずねたところ、37（無回答13を除く）の回答があった。そのうち、「最も重要な理由」として挙げたものは、「支援員の活用により指導・支援ができています」が15（40.5%）、「TT等、複数教員による指導で対応できている」が12（32.4%）であった（図Ⅱ -3-26）。

n=37



図Ⅱ -3-26 「必要ではない」と回答した最も重要な理由

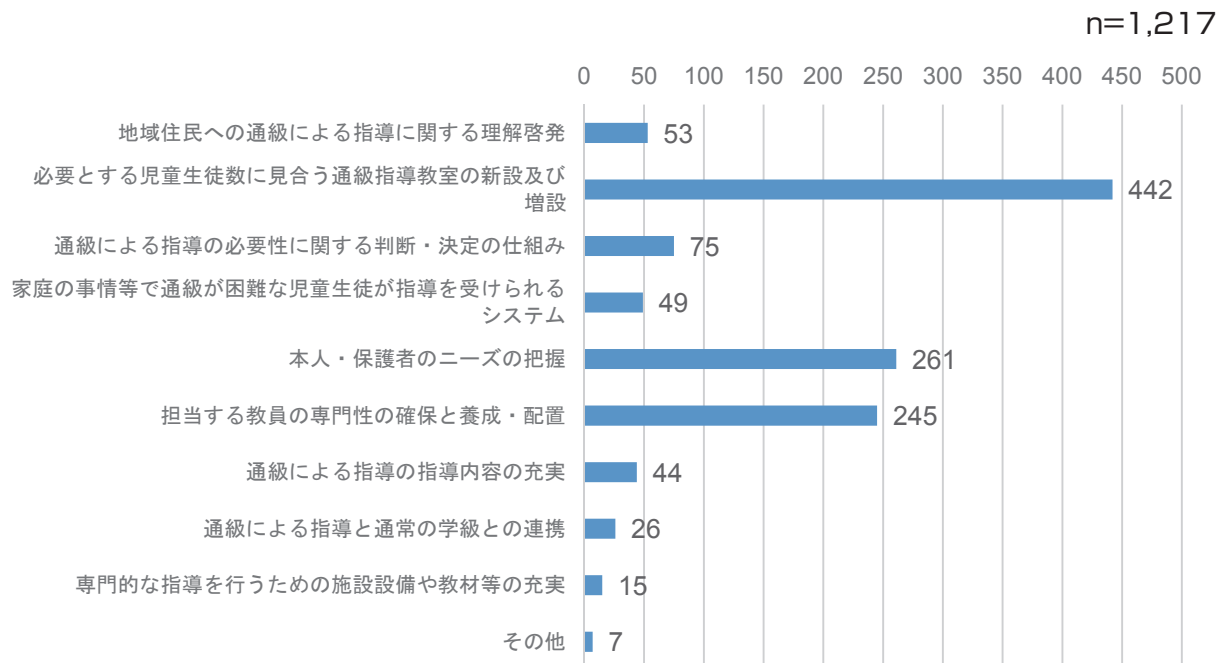
【Ⅴ 発達障害のある児童生徒の今後の指導等について】

1. 発達障害の「診断・判断がある」または「可能性のある」児童生徒の通級による指導についての課題（回答数：1,217）

発達障害の「診断・判断がある」または「可能性のある」児童生徒の通級による指導において課題と考えられることをたずねた。回答は以下の9項目について、重要だと考える順に、1位から9位を選択するよう求めた。

- ① 地域住民への通級による指導に関する理解啓発
- ② 必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設及び増設
- ③ 通級による指導の必要性に関する判断・決定の仕組み
- ④ 家庭の事情等で通級が困難な児童生徒が指導を受けられるシステム
- ⑤ 本人・保護者のニーズの把握
- ⑥ 担当する教員の専門性の確保と養成・配置
- ⑦ 通級による指導の指導内容の充実
- ⑧ 通級による指導と通常の学級との連携
- ⑨ 専門的な指導を行うための施設設備や教材等の充実

1位として選ばれたものの中では、「必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設および増設」が442（36.3％）で最も多く、「本人、保護者のニーズの把握」が261（21.4％）、「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」が245（20.1％）であった（図Ⅱ-3-27）。

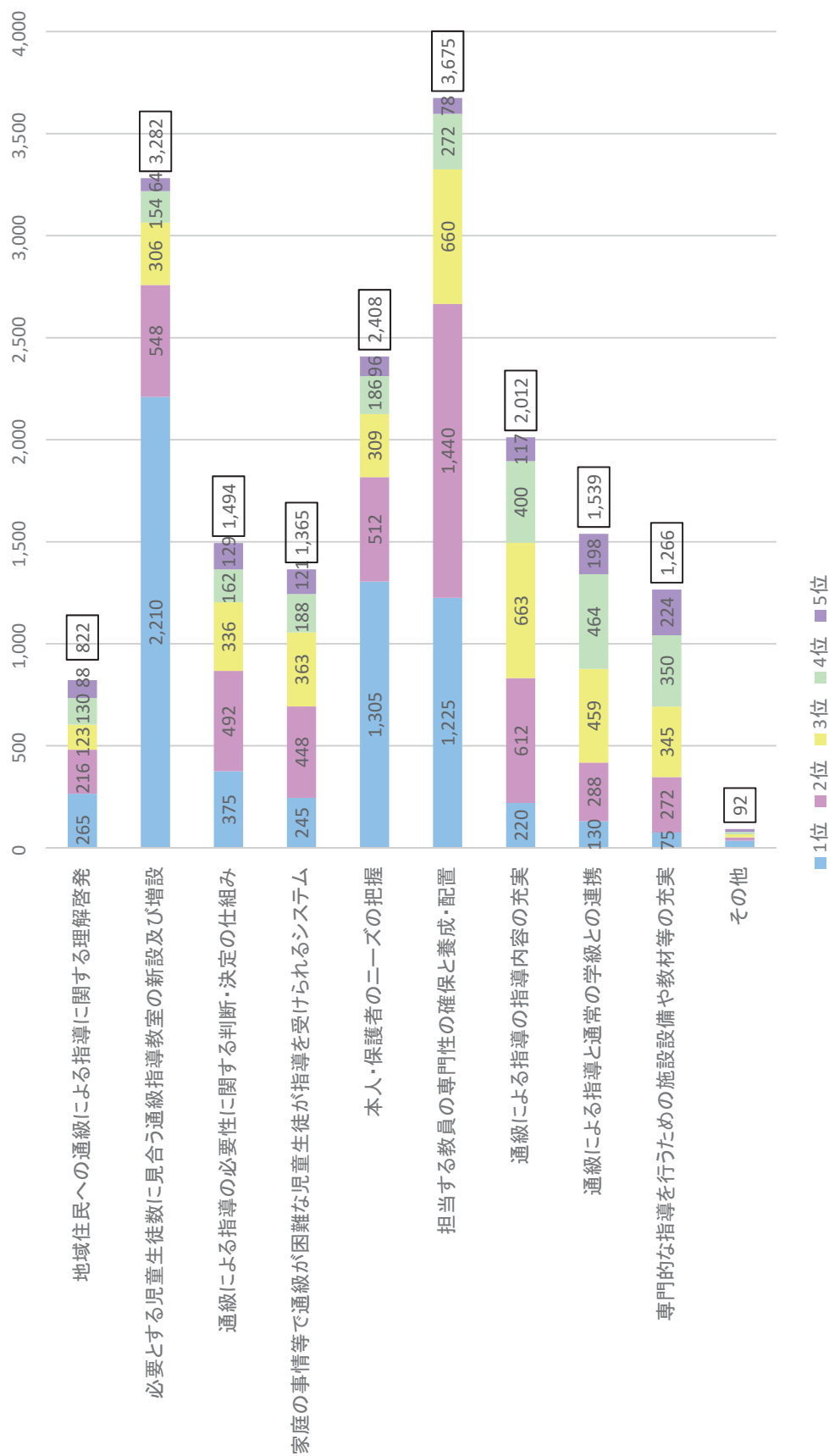


図Ⅱ-3-27 発達障害の「診断・判断がある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題（1位）

また、この結果について、教育委員会が上位5位までに選んでいる項目を明らかにすることと、順位に重み付けすることでより結果を分かりやすく示すために、1位を5点、2位を4点、3位

を3点、4位を2点、5位を1点として点数化した。その結果が図Ⅱ-3-28である。

課題を点数化したところ、「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」が3,675点と最も得点が高く、「必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設および増設」は3,282点であった。「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」は2位、3位の課題として選択した市町村も多く、通級指導教室の新設や増設を望む一方で、現実的な運用上の課題として、専門性の高い教員の確保や配置を課題と考える市町村が多かった。



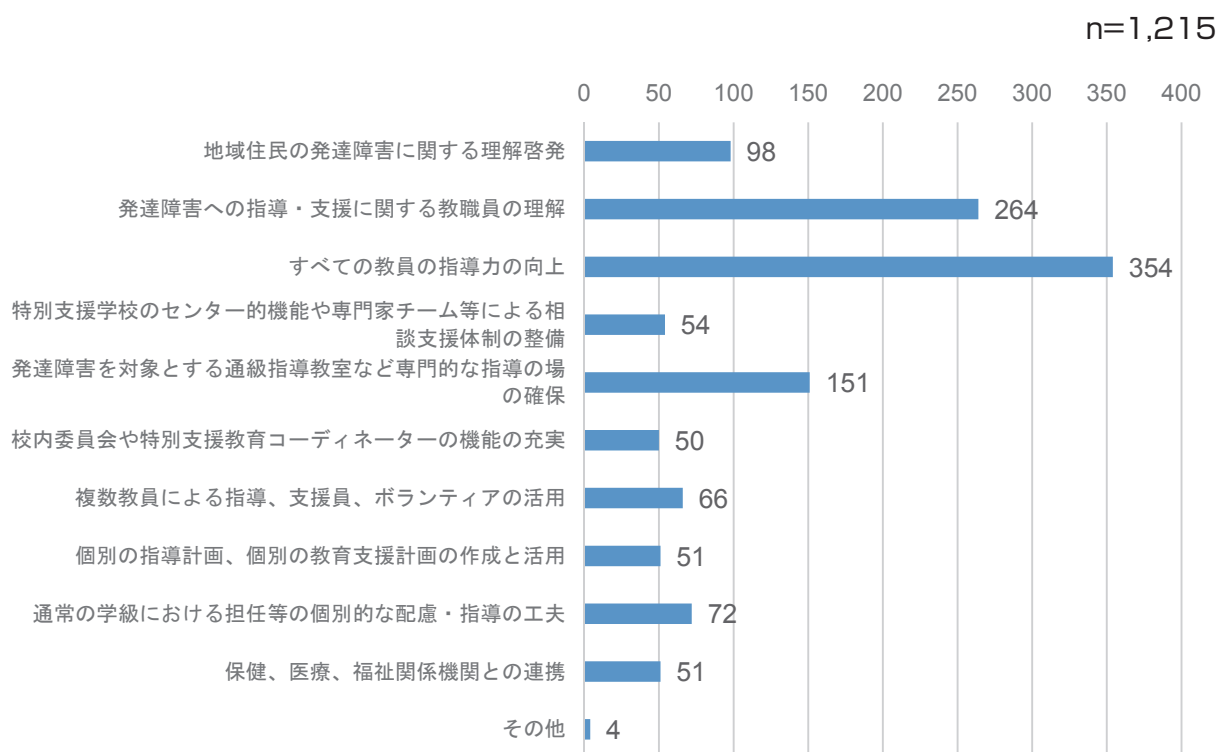
図Ⅱ -3-28 発達障害のある児童生徒「診断がある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題（点数化）

2. 発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題（回答数：1,215）

発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題をたずねた。回答は以下の10項目について、重要だと考える順に1位から5位を選ぶよう求めた。

- ① 地域住民への通級による指導に関する理解啓発
- ② 発達障害への指導・支援に関する教職員の理解
- ③ すべての教員の指導力の向上
- ④ 特別支援学校のセンター的機能や専門家チームによる相談支援体制の整備
- ⑤ 発達障害を対象とする通級指導教室などの専門的な指導の場の確保
- ⑥ 校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの機能の充実
- ⑦ 複数教員による指導、支援員、ボランティアの活用
- ⑧ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用
- ⑨ 通常の学級における担任等の個別的な配慮・指導の工夫
- ⑩ 保健、医療、福祉関係機関との連携

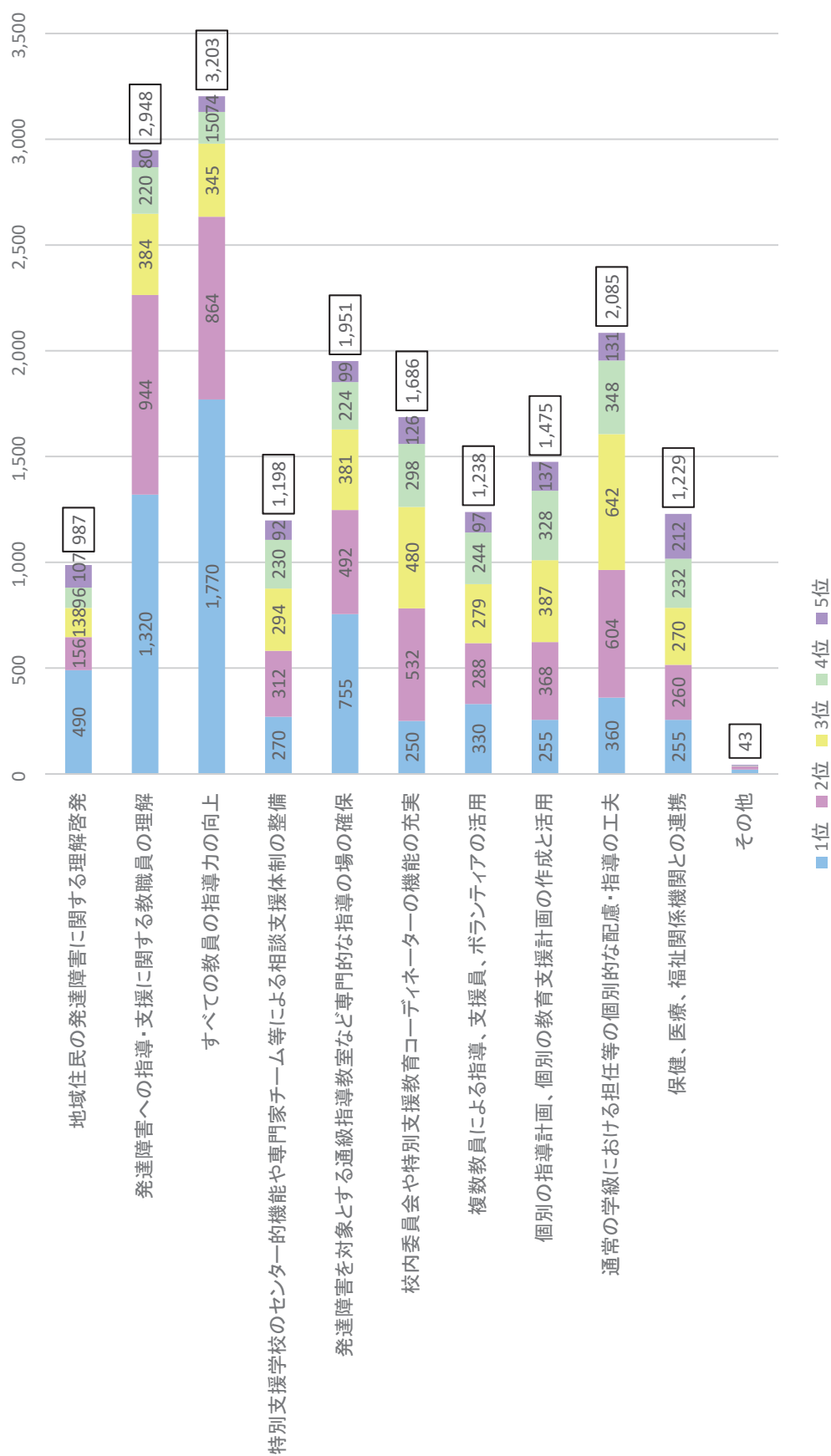
1位として選ばれたものの中では、「すべての教員の指導力向上」が354（29.1%）で最も多く、次いで「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」が264（21.7%）であった（図Ⅱ-3-29）。



図Ⅱ-3-29 発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題（1位）

また、この結果についても発達障害のある児童生徒の通級による指導における課題と同様、教育委員会が上位5位までに選んでいる項目を知るために、1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点と点数化した。その結果が図Ⅱ-3-30である。発達障害のある児童生徒の指導全般に関しては、「すべての教員の指導力向上」が3,203点、「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」が2,948点と非常に高く、次いで「通常の学級における担任等の個別的な配慮・指導の工夫」2,085点、「発達障害を対象とする通級指導教室など専門的な指導の場の確保」1,951点であった。

多くの市町村において、通常の学級担任を含むすべての教員の発達障害についての理解と指導力の向上が喫緊の課題と考えられていることがわかった。



図II -3-30 発達障害のある児童生徒の児童生徒の指導全般に関する課題（点数化）

【人口規模及び特別支援教育担当指導主事の有無等と発達障害のある児童生徒の支援の状況】

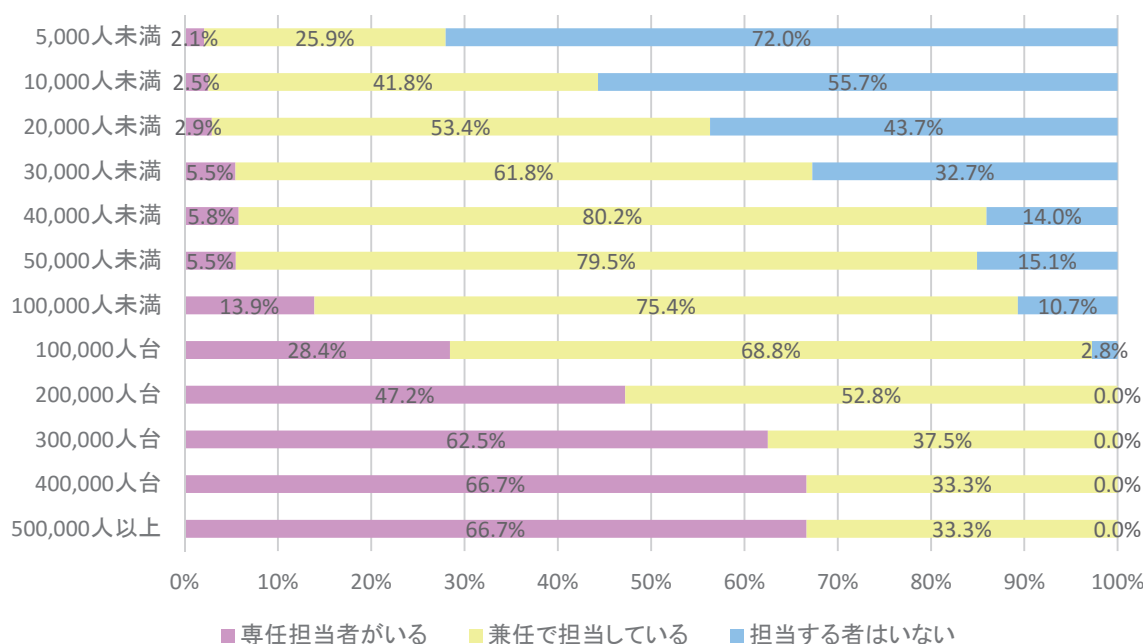
人口規模により体制整備等の状況に違いがあることが想定されたため、調査結果の中から「人口規模」と「特別支援教育担当指導主事の有無」、「発達障害の判断に関わる専門家チームの有無」、「通級指導教室の設置の有無」の関係についてクロス集計を行った。

また、「発達障害の診断のある児童生徒の把握」と「発達障害の可能性のある児童生徒の把握」については、「特別支援教育担当指導主事の有無」により把握状況が異なることが想定されたため、クロス集計を行った。

1. 市町村の総人口と特別支援教育担当指導主事の有無

全体的な傾向として、総人口の少ない市町村ほど特別支援教育を担当する指導主事の配置が無く、人口の多い市町村ほど特別支援教育を担当する指導主事を専任もしくは兼任で配置していた。特に人口 20 万人以上の市町村では全ての教育委員会に専任もしくは他の部課室と兼任で特別支援教育担当指導主事を配置しているという結果であった。

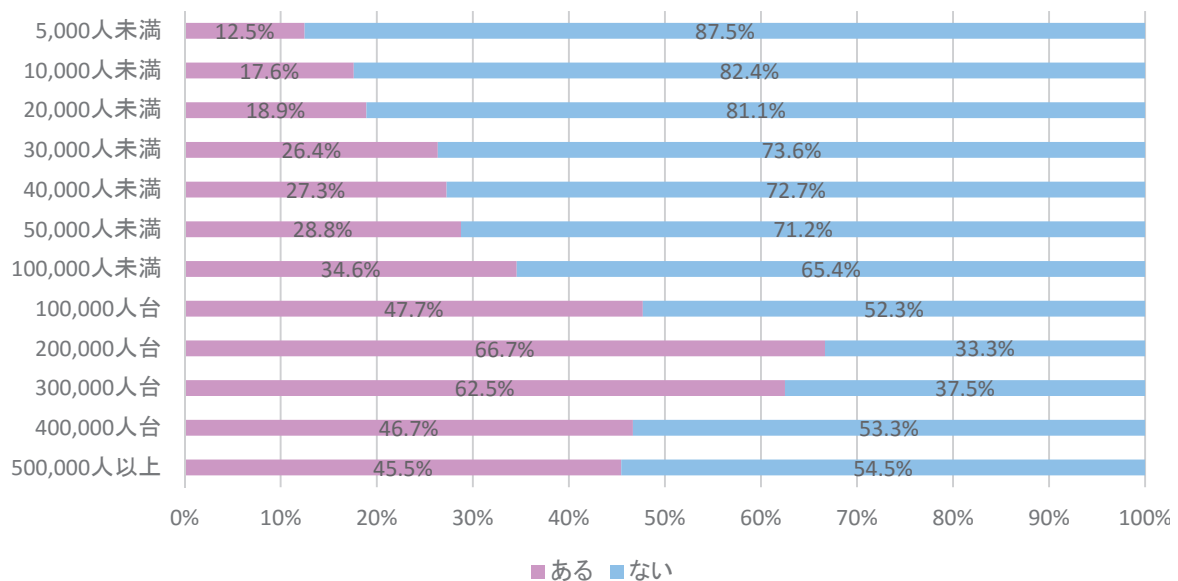
人口 5 万人未満を境に、専任の特別支援教育担当指導主事が増加する傾向がみられ、30 万人を越える市町村では 60% 以上が専任で配置されていた（図Ⅱ -3-31）。



図Ⅱ -3-31 市町村の総人口と特別支援教育担当指導主事の有無

2. 市町村の総人口と発達障害の判断に関わる専門家チームの有無

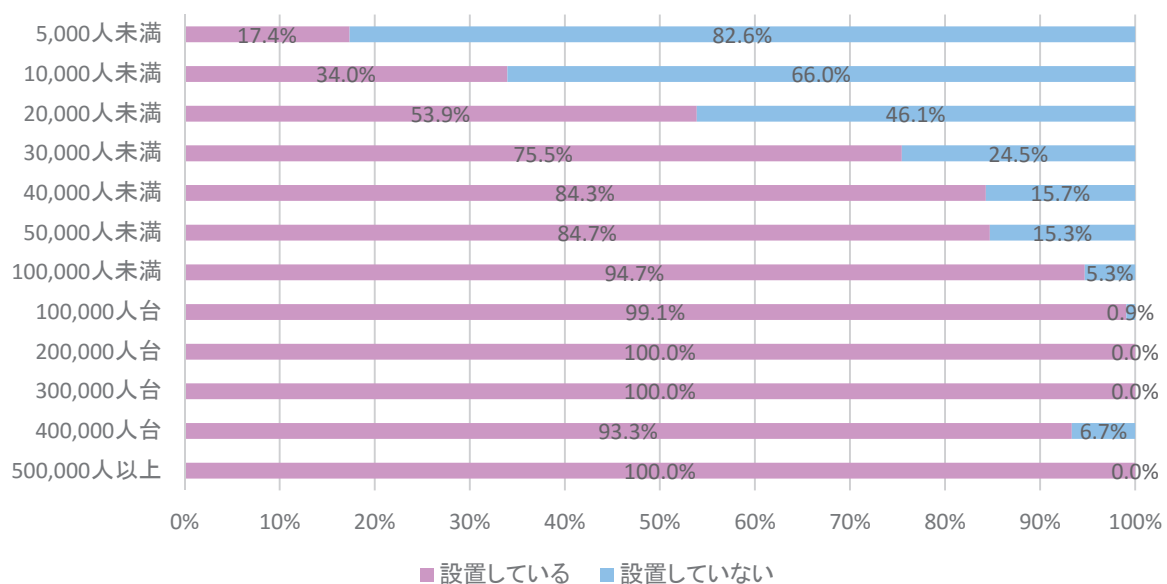
全体的には人口規模の小さな市町村は発達障害の判断に関わる専門家チームの設置は少なく、総人口が多くなるにつれ、配置する市町村が増えていた。人口 20 万人台の市町村では 60% 以上が発達障害の判断に関わる専門家チームを設置しているものの、さらに人口規模が大きくなると設置をしていないという回答が増えていた（図Ⅱ -3-32）。



図Ⅱ -3-32 市町村の総人口と発達障害の判断に関わる専門家チームの有無

3. 市町村の総人口と通級指導教室の設置の有無

通級指導教室の設置については、人口 5,000 人未満の市町村のうち 82.6%が設置をしていないという結果であった。しかし、人口の増加に伴い設置する市町村が増えており、人口 20 万人以上では、ほぼ 100%が通級指導教室を設置しているという結果であった（図Ⅱ -3-33）。



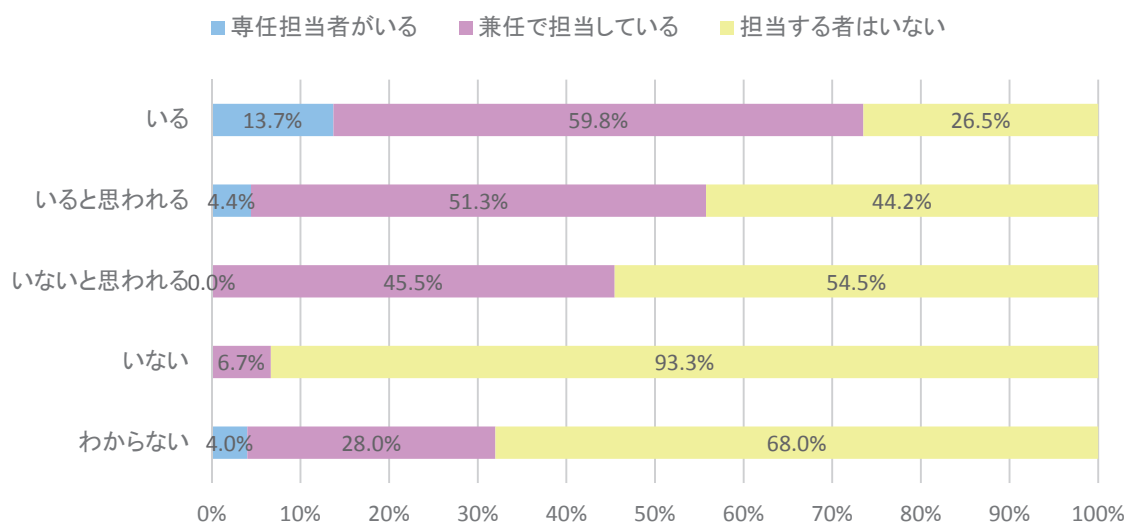
図Ⅱ -3-33 市町村の総人口と通級指導教室設置の有無

4. 「発達障害の診断のある」あるいは「発達障害の可能性のある」児童生徒の把握と特別支援教育担当指導主事の有無

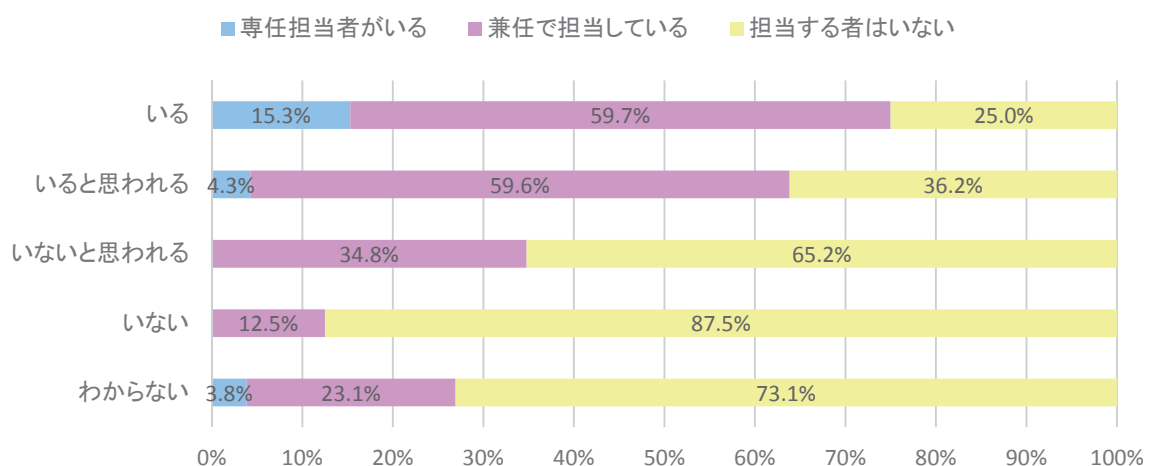
発達障害の診断のある児童生徒の把握については、特別支援教育担当指導主事の配置の有無により、実態把握の結果に違いがみられた。発達障害の診断のある児童生徒が「いる」という回答

においては、専任の指導主事がいるもしくは兼任で担当しているという割合が多く、70%を超えていた。また、「いると思われる」という回答においても、その割合は55%を超えていた。一方で、「いないと思われる」と回答した市町村は、専任の指導主事がいるところでは無く、兼任で担当しているという市町村より指導主事がない市町村の方が10%ほど多かった。さらに「いない」と回答した市町村のうち、90%を越える回答が、特別支援教育担当の指導主事がない市町村からのものであった（図Ⅱ-3-34）。

なお、発達障害の可能性のある児童生徒の把握についても、診断のある児童生徒の把握と同様の傾向がみられた（図Ⅱ-3-35）。



図Ⅱ-3-34 発達障害の診断のある児童生徒の把握と専任担当者の有無



図Ⅱ-3-35 発達障害の可能性のある児童生徒の把握と専任担当者の有無

5. 人口規模による発達障害の「診断がある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題（上位5項目 点数化）

発達障害の「診断のある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題については、点数化して検討した（図Ⅱ-3-28）。この結果について、特別支援教育担当の指導主事の配置や、通級指導教室の設置などの体制整備と関わる人口規模とのクロス集計を行った（図Ⅱ-3-36）。

多くの市町村が選んだ「必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設及び増設」「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」については、どの人口規模においても最も多い点数となっており、この2つについては、人口規模によらず重要な課題と捉えていることがうかがわれる。

一方で、3番目に得点の多い「本人・保護者のニーズの把握」については、人口規模により異なる傾向が見られた。2万人以上の市町村においては、上位2項目より得点が低くなっているが、2万人未満の市町村においては得点が増えている。特に1万人未満の市町村では、最も得点の多い課題となっており、人口の少ない市町村において、通級に関する本人や保護者のニーズの把握を重要な課題と捉えていることがわかる。

6. 人口規模による発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題（上位5項目 点数化）

同様に、発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題についても、点数化し検討した結果（図Ⅱ-3-30）と人口規模とのクロス集計を行った（図Ⅱ-3-37）。

群を抜いて得点の多かった項目は、「すべての教員の指導力向上」と「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」の2つであった。この2つの項目は、どの人口規模においても他の項目より多い得点となっており、発達障害のある児童生徒の指導において重要な課題と捉えていることがわかった。

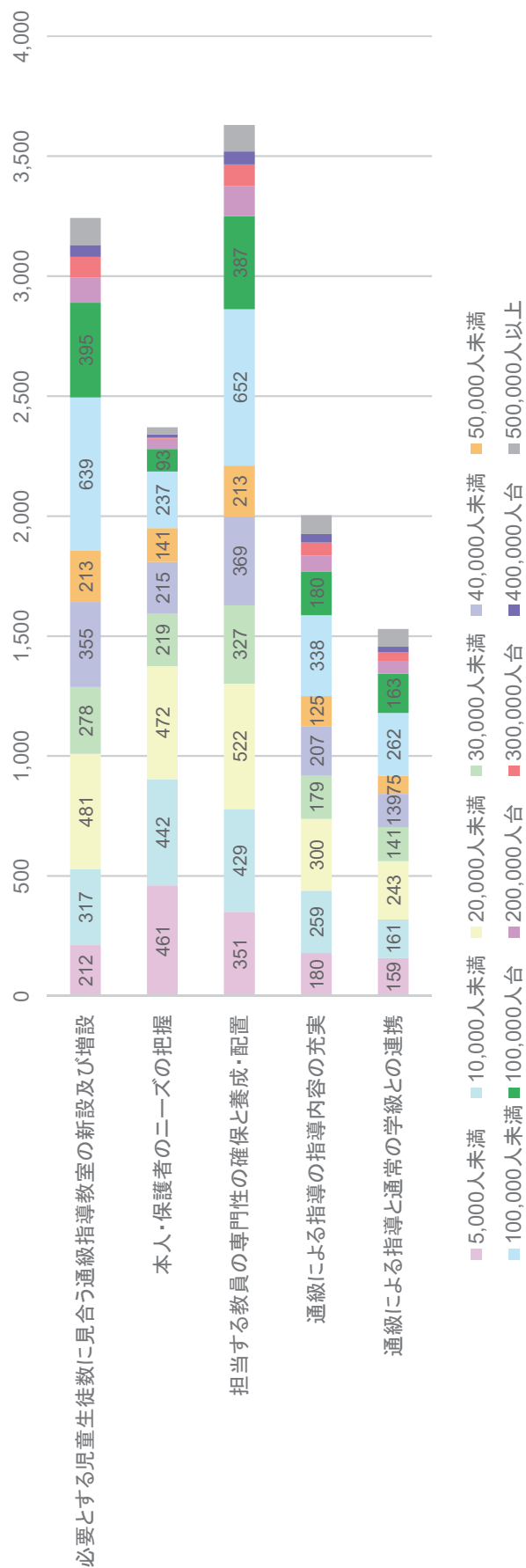


図 II -3-36 人口規模による発達障害の「診断がある」又は「可能性のある」児童生徒の通級による指導の課題（上位5項目 点数化）

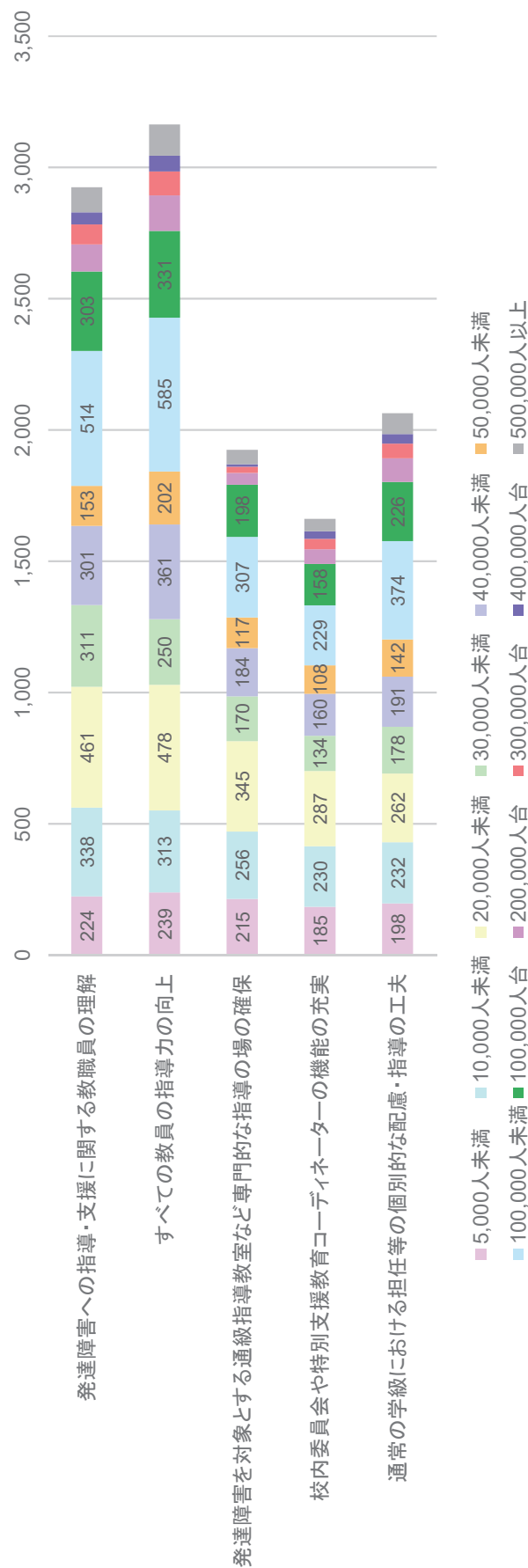


図 II -3-37 人口規模による発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題（上位5項目 点数化）

4. 考察

本調査の目的は、小・中学校において発達障害のある児童生徒が指導を受けている場や、その指導形態や指導内容等に関する情報を把握することである。特に、発達障害のある児童生徒の指導において中核的役割を果たしている通級指導教室の設置や活用状況、市町村における指導・支援の実態と課題についても明らかにしたいと考えた。

今回の集計結果から、発達障害のある児童生徒の指導の場に関しては、発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒（以下、「発達障害のある」児童生徒とする）の総数のうち、通級による指導を受けている者は、小学校で13.4%、中学校では6.2%であった。一方で、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない者は、小学校で48.4%、中学校で49.0%であった。通級による指導を受けていない児童生徒のすべてが「必要であるのに受けられていない」状況であるかは明らかではないが、現状としては通級による指導を受けている児童生徒は、「発達障害のある」児童生徒全体の2割に満たない。通級指導教室の設置に関しては、課題にも挙げられているように、担当者の専門性や指導の充実も必要であるため、ただ増やせばいいものではないと考えるが、「発達障害のある」児童生徒の総数からすると明らかに少ないことは事実である。図Ⅱ-3-27に示したように、「発達障害のある」児童生徒の通級による課題として、市町村が第一位に最も多く挙げた項目は、「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」であり、市町村としても喫緊の課題と捉えていることがわかる。専門性のある担当者の確保・養成とともに、通級指導教室の十分な数の設置が強く望まれる。

一方で、通常の学級を含めた「発達障害のある」児童生徒の指導に関しては、「V-2」の回答（図Ⅱ-3-30、Ⅱ-3-37）でも明らかなように、通常の学級担任を含む「すべての教員の指導力向上」と「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」が群を抜いて重要と考えられていることがわかった。これは、「発達障害のある」児童生徒の多くが通常の学級に在籍しており、その支援を考えるとときには、通級指導教室担当者を始めとする限られた教員の指導力向上にとどまらず、すべての教員の指導力を向上させることが必要と、多くの市町村で考えられていることを示すものである。また、教員への一般的な理解啓発の時代は終わり、今後は指導・支援に関する理解を深め、実践で発揮できる指導力を付けることが課題となることを示唆している。

調査のまとめにおいては、単純集計の結果の検討から、人口規模により発達障害のある児童生徒への支援に関する体制整備に差があることが推察された。そこで、まず「人口規模」と「特別支援教育担当指導主事の有無」、「発達障害の判断に関わる専門家チームの有無」、「通級指導教室の設置の有無」についてクロス集計を行った。その結果、人口が多くなるほどこの3項目の配置あるいは設置が増えていることがわかった。3項目とも人口10万人を超えると配置あるいは設置が大きく増加しており、特に通級指導教室の設置に関しては、人口10万人を超えるとほぼ100%であった。

なお、専門家チームの設置は、人口が30万人を超えると減る傾向にある。これは、人口30万以上の中核市、政令指定都市には発達障害の判断に関わる専門機関が別に設置されており、専門

家チームの設置の必要性がなくなるのではないかと推察された。

一方で、体制整備に関わる市町村の発達障害のある児童生徒の実態把握については、「特別支援教育担当の指導主事の配置」が大きな役割を担っていると考え、クロス集計を行った。その結果、「発達障害のある」児童生徒が、「いない」あるいは「いないと思われる」と回答した市町村に専任の指導主事は配置されておらず、兼任についても半数以下の配置であった。図Ⅱ-3-31 も示しているように、専任の指導主事の配置は人口規模とも密接に関係している。すなわち、人口規模の小さな市町村においては、実態把握に関わる担当指導主事の配置が難しく、加えて発達障害の判断に関わる専門家チームの設置も無い場合も多く、結果として「発達障害のある」児童生徒に関する実態把握が十分に行われないため、通級指導教室が設置されにくい状況があるのではないかと推察された。

発達障害のある児童生徒を指導する通級指導教室の設置や、すでに市町村にあるリソースの活用などの指導や支援の方針を決めるためには、市町村にいる発達障害のある児童生徒の実態を把握することが必要であり、そのためには特別支援教育の専門性のある指導主事が配置されることが重要であることが改めてわかった。

また、「『発達障害のある』児童生徒の通級による指導における課題」及び「発達障害のある児童生徒の指導全般に関する課題」の点数化した結果と人口規模のクロス集計を行い、課題と捉えていることが人口規模によって違うかという点についても検討を行った。指導全般に関する課題については、重要と捉えている項目の傾向に大きな違いはなかったが、通級による指導に関する課題については違いが見られた。

人口が2万人未満の市町村で最も得点が多かったのは「本人・保護者のニーズの把握」であった。通級による指導を開始するためには、本人や保護者のニーズの把握が大切であり、そのニーズを元に通級の必要性を検討するシステムも必要である。しかし、通級指導教室を設置していると回答のあった市町村に対して、どのような方法により通級の必要性を判断しているかをたずねたところ、「『通級判定委員会』等を設置している」との回答は13.2%と判断の場としては最も少なく、教育相談が活用されることが多かった（図Ⅱ-3-20）。人口規模の小さな市町村では、人的資源が少ないこともあり、校内で組織を構築するより市の資源や教育相談等のシステムを活用する方が判断しやすい状況にあることが推察された。

今回の調査では、全国の市町村は人口規模が10万人未満の小都市が全体の8割を超えていることが明らかとなった。このことは、市町村の予算規模とも関連しており、クロス集計の結果が示すように、人口規模の小さな市町村ほど、特別支援教育を担当する指導主事の配置や専門家チームの設置、通級指導教室の設置が無い割合が増えていた。

このような状況から、今後、他の地域にとって参考になると思われる工夫された取組について訪問調査等を行うにあたり、人口規模を意識した対象市町村の選定を行う必要があると考える。中核市以上の市は予算規模も大きく、当然市独自の特色ある取組が可能であると推測されるが、そのような大きな都市の施策を人口10万人未満の小都市がモデルとすることは困難である。人口規模に応じて、どのような取組が展開されているかについての調査が重要と考え、訪問調査の柱とすることとした。